

健康診査及び保健指導実施要領

(目的)

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、生活習慣病の早期発見及び早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため千葉市（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する健康診査及び保健指導（以下「健康診査等」という。）業務について必要な事項を定める。

(対象者)

第2 健康診査等の対象者は、市内に居住地を有する40歳以上の健康保険未加入者で、生活保護法（大正11年法律第70号）による被保護世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の対象となる者とする。

(実施期間)

第3 健康診査等の実施期間は、当該年度4月1日から2月末日までとする。ただし、眼底検査の実施期間は3月末日までとする。

2 保健指導については、実施機関が、前項の期間内に実施した健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、中断や資格喪失による途中終了も含む）する日までを実施期間とする。

(健診取扱い医療機関)

第4 健康診査等は、乙会員である医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

(受診記録票)

第5 甲は、希望者に対し「健康診査受診記録票」及び「健康診査問診票」（以下「記録票等」という。）を送付する。

(健康診査の実施)

第6 健康診査の検診項目は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）」に基づき、健康診査項目一覧表（別表1）のとおりとし、保健指導の要否等を判定する。

2 健康診査の実施回数は、同一人につき年1回とする。

3 丙は、健康診査を受けた者に対し記録票等の記載内容を説明し、これを受診者に通知するものとする。

(眼底検査の依頼)

第7 丙は、眼底検査を当該医療機関で検査できない場合は、「眼底検査受診記録票」を渡して、最寄りの眼底検査実施協力医療機関で検査を受けるよう指示するものとする。

(要医療に対する指示)

第8 丙は、健康診査の結果、医療機関において詳しく検査が必要な者、若しくは治療が必要な者に対し、速やかに医療機関で受診するよう指導するものとする。

(保健指導の実施)

第9 保健指導の実施内容は、厚生労働省の実施基準に基づき、保健指導実施内容一覧表（別表2）のとおりとする。

2 丙は、健康診査の結果から、健康の保持に努める必要がある者に対し、生活習慣病のリスクに応じて厚生労働省令に定める「動機づけ支援」、「積極的支援」に階層化し、保健指導を行う。

3 保健指導の面接は、第6条に定める健康診査の判定後に開始する。ただし、健診日当日に対象者と見込まれた者については実施しても差し支えない。

(費用の徴収)

第10 甲は、受診者から費用を徴収しない。市が全額負担する。

2 丙は、受診者から健康診査等に要する費用を徴収できない。

(結果報告及び委託料の支払い)

第11 この検診の結果報告及び委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(事業評価)

第12 甲は、健康診査等結果データを分析し、事業評価を行う。

(規定外事項)

第13 この要領に定めるものの他、健康診査等の実施に関し必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(事故発生時の措置)

第14 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙（成人保健担当理事）に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。